

9 日ロサケ・マス漁業交渉

昭和27年にマッカーサーラインが撤廃となり、北洋サケ・マス漁業は再開となりましたが、昭和31年に締結された日ソ漁業条約により、翌年以降の操業については、日ソ間の漁業交渉により、漁獲割当量や操業海域などの操業条件が決められることとなりました。

昭和60年には、新たな日ソ漁業協力協定が締結され、その後、昭和63年からは、民間協議による日ロサケ・マス合併事業によるロシア200海里水域での操業が開始となりましたが、平成4年には、北太平洋における遡河性魚類の系群の保全のための条約が締結され、北太平洋公海のサケ・マス漁業が全面的に禁止となりました。

その後、平成27年6月29日、ロシア国内において、ロシア200海里水域におけるサケ・マス流網漁業禁止法案がプーチン大統領の署名により成立し、平成28年1月以降、ロシア200海里水域において、サケ・マス流し網漁業の操業が出来なくなり、以降、伝統あるサケ・マス流し網漁業は、日本200海里水域だけの操業を余儀なくされております。

こうした経過から、平成28年には、ロシア200海里水域でのサケ・マス流し網漁業禁止に伴う、代替漁法を検討するため、国の委託調査事業として海洋調査船を活用し、ロシア200海里水域内において「曳き網を活用したトロール漁法」の可能性について検証を行いました。が、成果が得られず、平成29年からは、実際にサケ・マス流し網漁業で操業を行っていた漁船（第68善龍丸）を新たな調査船として活用し、網目の改良、操業海域の変更、操業方法等など、試行錯誤を重ねた結果、漁獲量が年々増加傾向に推移するなど着実に成果が得られていたところであります。

しかし、令和4年からは、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などにより、日ロ関係に軋轢が生じたことで、国は、こうした状況下での緊迫する情勢も踏まえ、操業の必要性・緊急性等を総合的に勘案し、日ロ政府間協議の開始を行わず、ロシア水域での試験操業の実施が見送られておりましたが、令和6年は、3年ぶりに日ロ政府間協議が開催され、伝統ある「北洋さけ・マス漁業」の権益及び試験操業の機会が確保されました。

※令和7年においては、3月10日からロシア連邦政府との間で、ウェブ会議により、「日ロ漁業合同委員会」並びに「日ロ政府間協議」が開催され、それぞれにおいて「日本200海里水域」「ロシア200海里水域」における、我が国漁船の操業条件等について協議が行われ、同月、妥結となりました。

(1) 合意内容

① 日本 200 海里水域の漁獲可能性等

ア. 漁獲可能性

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
漁獲可能性	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t

イ. 魚種別漁獲可能性

魚 種	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
カラフトマス※	1,550 t	1,550 t	1,550 t	1,550 t	1,550 t
シロザケ	500 t	500 t	500 t	500 t	500 t
合計	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t

※ベニザケ・ギンザケ・マスノスケ含む。

ウ. 漁業協力費

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
上限	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円
下限	2 億 6,000 万円	2 億円	2 億円	1 億 8,000 万円	1 億 8,000 万円

エ. 出漁隻数

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
北海道隻数	31 隻	19 隻	20 隻	20 隻	17 隻
(内)根室隻数	21 隻	12 隻	13 隻	14 隻	12 隻

■日ロサケ・マス漁業交渉における漁獲割当量及び漁業協力費の推移

年次	ロシア200海里					日本200海里		
	隻数			割当量(t)	入漁料(円/kg)	隻数	割当量(t)	協力費(億円)
	小型	中型	計					
平成5年	6	60	66	22,000	小型・中型 215	172	4,819	7.5
平成6年	18	88	106	19,200	小型・中型 239	172	4,819	7.5
平成7年	27	86	113	28,200	小型・中型 245	139	5,123	7.5
平成8年	27	78	105	22,000	小型245 中型238	125	5,123	7.5-6.9
平成9年	30	78	108	25,743	小型245 中型238	123	5,123	7.5-6.7
平成10年	30	70	100	17,290	小型245 中型239	130	5,123	7.5-6.7
平成11年	30	73	103	17,200	小型246 中型242	134	5,370	7.75-7.03
平成12年	30	67	97	16,110	小型247 中型243	140	5,920	8.59-7.03
平成13年	27	37	64	11,670	小型258 中型248	131	5,170	7.7-6.7
平成14年	27	34	61	10,780	小型・中型 265	101	4,100	6.1-5.25
平成15年	15	19	34	5,770	小型・中型 292.5	85	4,100	6.15-5.45
平成16年	26	22	48	6,850	小型・中型 292.5	85	3,660	5.48-4.88
平成17年	27	22	49	7,121	小型・中型 292.5	84	3,560	5.33-4.74
平成18年	29	15	44	8,760	小型・中型 292.5	92	3,340	5-4.45
平成19年	25	21	46	10,275	小型・中型 292.5	92	3,175	4.76-4.04
平成20年	22	21	43	9,735	小型・中型 307	81	3,005	4.36-3.71
平成21年	15	16	31	6,880	小型304 中型308.7	81	2,855	4.25-3.64
平成22年	16	20	36	8,447	小型300.3 中型306.6	82	3,055	4.43-3.85
平成23年	18	9	27	5,556	小型300.3 中型306.6	78	2,694	3.91-3.39
平成24年	20	13	33	7,071	小型300.3 中型306.6	72	2,562	3.71-3.22
平成25年	19	14	33	5,370	小型300.3 中型306.6	62	上限なし	3.71
平成26年	20	18	38	6,630	小型300.3 中型306.6	43	1,949	2.85-2.52
平成27年	19	-	19	1,961.75	小型306.60	49	2,050	3.00-2.64
平成28年	※曳き網による試験操業			68.88	調査船306.60	45	2,050	3.00-2.64
平成29年				62.00	調査船(漁船)306.60	46	2,050	3.00-2.65
平成30年				95.00	調査船(漁船)248.10	47	2,050	3.00-2.65
令和元年				95.00	調査船(漁船)256	41	2,050	3.00-2.65
令和 2年				125.00	調査船(漁船)195	35	2,050	3.00-2.60
令和 3年				125.00	調査船(漁船)195	31	2,050	3.00-2.60
令和 4年				-	-	19	2,050	3.00-2.00
令和 5年	※操業見送り			-	-	20	2,050	3.00-2.00
令和 6年	※曳き網による試験操業			125.00	調査船(漁船)200	20	2,050	3.00-1.80
令和 7年				125.00	調査船(漁船)200	17	2,050	3.00-1.80

※表示単位未満の端数については四捨五入による表記とする。

②ロシア 200 海里水域の漁獲可能量等

ア. 水域・魚種別漁獲可能量※調査船のみ

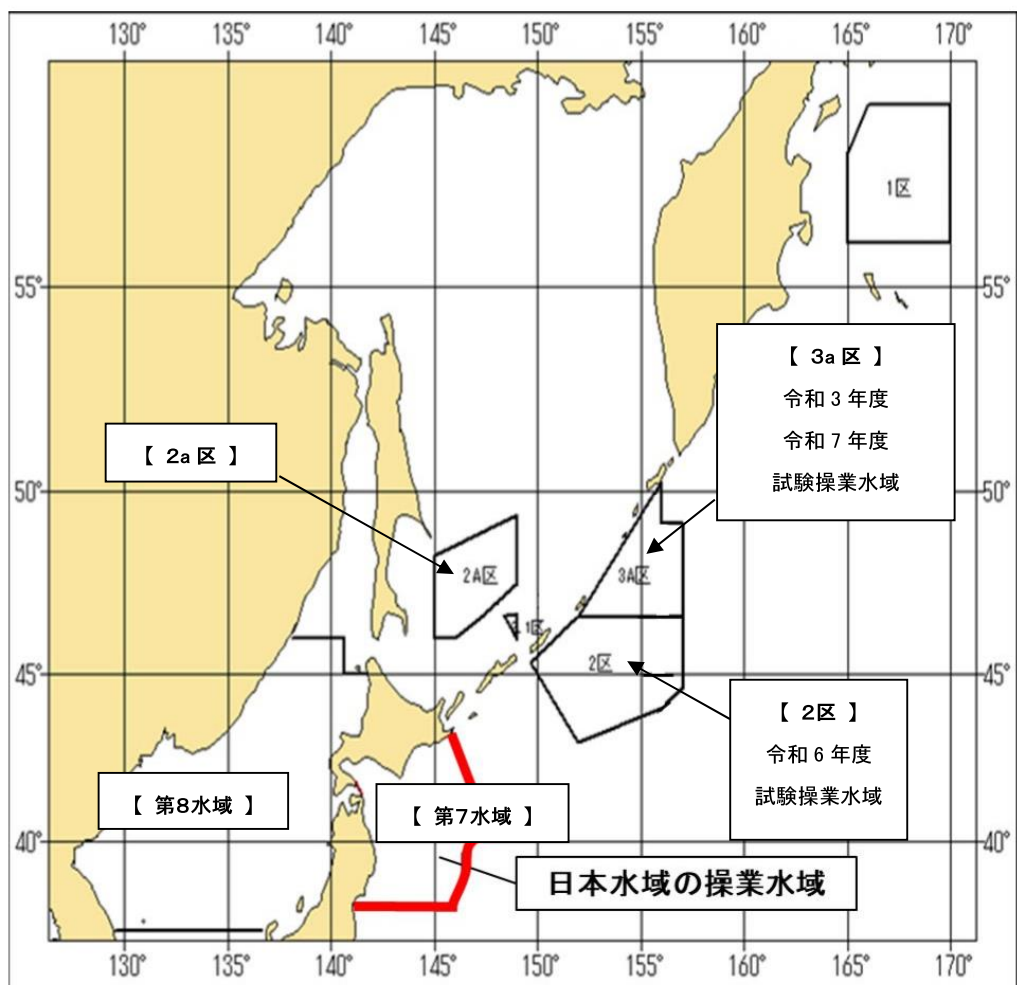
水域 \ 魚種		シロザケ		ベニサケ		その他※		合計	
		割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績
令和 3 年	3a 区	24t	7.5t	15t	3.0t	86t	77.7t	125t	88.2t
令和 4 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 5 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 6 年	2 区	20t	0.5t	10t	0t	95t	7.7t	125t	8.2t
令和 7 年	3a 区	21t	—	10t	—	94t	—	125t	—

※その他 …… カラフトマス、キンザケ、マスノスケ

イ. 有償入漁料及び出漁隻数

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
有償入漁料	2,433 万円	未実施	未実施	2,500 万円	2,500 万円
出漁隻数	1 隻			1 隻	1 隻

(2) 日ロサケ・マス漁業交渉操業区域図



【出典：農林水産省 Web サイト】

※第 7・8 水域においては日本の 200 海里水域。

※第 8 区における操業は 2011 年以降なされていない。